

令和2年度1月補正予算の主な事業

# 参 考 資 料

徳 島 県

# 目 次

	頁
<b>1 業と雇用を守る</b>	
(1) ⑨ 「新しい生活様式」実装推進事業 ～飲食店応援事業～	1
(2) ⑨ 県民限定「もっと！とくしま応援割」の創設	2
(3) ⑨ 安心実感！「公共交通利用回復支援事業」	3
(4) 中小・小規模事業者向け「新型コロナウイルス感染症」対策 新型コロナウイルス対応！企業応援給付金	4
(5) 生活衛生関係営業継続応援事業	5
(6) 新型コロナ対策農林漁業者緊急支援事業	6
(7) 「業と雇用を守る」農林水産業への緊急支援 ⑨ 徳島県産香酸柑橘等の産地強化支援事業 ⑨ 「新しい生活様式」に適応した徳島県産畜産ブランド販路拡大強化事業 届け「海の幸」需要回復推進事業 ⑨ 徳島県産花きの需要喚起応援事業 山の仕事を守るコロナ対策緊急支援事業	7
<b>2 暮らしと命を守る</b>	
(8) ⑨ 新型コロナウイルスワクチン接種体制構築事業	8
(9) ⑨ 施術所における新型コロナ対策支援事業	9
(10) 緊急時における切れ目のない介護サービスの提供 ⑨ 高齢者施設の感染拡大防止のための環境整備支援 介護サービス事業所等のサービス継続支援	10
(11) ⑨ ひとり親家庭子育て応援強化事業	11
(12) ふるさと回帰「絆」強化緊急支援事業	12
(13) 生活福祉資金貸付金	13
<b>3 新しい生活様式の確立</b>	
(14) 中小・小規模事業者向け「新型コロナウイルス感染症」対策【P.4再掲】 WITH・コロナ「新生活様式」導入応援事業	

**新** 「新しい生活様式」実装推進事業 ～飲食店応援事業～



【令和2年度1月補正額 1,737,000千円】

1 目 的

1月の「緊急事態宣言」により、対象11都府県に対し、「感染リスクが高い」と指摘されている「飲食の場」を避ける観点から、「飲食店の営業時間短縮」などの強力な措置が要請され、本県においても、飲食店の経営に深刻な影響が懸念される。

また、政府の「基本的対処方針」では、緊急事態宣言が発出されていない都道府県においては「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持」との両立を持続的に可能とするため、「新しい生活様式」の定着を図ることとされていることから、感染拡大防止に積極的に取り組んでいる飲食店に応援金を助成する。

2 事業内容

**「新しい生活様式」実装推進応援金**

○対象業種 飲食店または喫茶店の営業許可を有する事業者（県内事業者限定）

○対象期間 令和3年2月1日から、緊急事態宣言解除日または令和3年2月28日までのいずれか遅い日まで

○助成要件及び金額

①「ガイドライン実践店ステッカー」を申請し、対象期間中に掲示を行う店舗 50万円

②「事業者版スマートライフ宣言」の掲示を対象期間中に行う店舗 10万円

※①または②は、いずれか1回のみ申請可

○申請期間 令和3年2月1日から対象期間終了後の2週間後まで

## 新 県民限定「もっと！とくしま応援割」の創設



【令和2年度1月補正額 350,000千円】

- 1 目的 コロナ禍が長期に及ぶ中、これまでの「とくしま応援割」や「GoToトラベル・タイアップ事業」の成果・ノウハウを活かし、GWを見据え、県内観光需要を切れ目なく喚起するとともに、県民の方々に本県の魅力を再発見していただくため、これまでの応援割をより使いやすく、拡充した宿泊割引制度「もっと！とくしま応援割」を創設する。
- 2 事業内容 県内の在住者が、期間中、県内宿泊施設で宿泊する場合、上限額の範囲で宿泊料を助成するとともに、登録施設(飲食店や土産物店、観光施設等)で利用できるクーポンを提供する。
- (1) 期間：令和3年3月1日(月)～5月31日(月)
- (2) 規模：上限10,000円/人泊(宿泊割+周遊クーポン)  
3万人泊分  
※連泊については、1回あたり「3連泊」まで、「2回」まで対象
- (3) 内容：
- 宿泊割
    - ・ 上限5,000円/人泊(施設内の飲食、土産物購入を含む。)
    - ・ 「県新型コロナ条例」に基づき感染予防対策に積極的に取り組む宿泊施設を募集、登録(感染拡大予防がトライン実践店ステッカー、事業者版スマートライフ宣言の掲示等)
  - 周遊クーポン
    - ・ 上限5,000円/人泊(宿泊料の範囲内で提供、500円単位)
    - ・ 宿泊施設外での飲食や土産物購入、観光施設入場料、交通費(タクシー、ジャンボタクシー、いなか等)などを対象
    - ・ 紙クーポン(券種：500円)で提供
    - ・ 3日間有効(チェックイン時に提供)



# 安心実感！「公共交通利用回復支援事業」



【令和2年度1月補正額 600,000千円】

1 目的 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令やGoToトラベル停止等により、事業経営に大きな影響が生じている公共交通事業者の事業継続に向け、「安全安心な運行の推進」や「利用促進・情報発信」に取り組み、「業と雇用の維持・確保」を図る。

## 2 事業内容

### (1) 安全安心な運行の推進

WITHコロナ期における、

県民の公共交通利用への不安感を払拭するための取組みを支援する。

#### ①航空における安全安心な運航の推進

路線維持に向けた感染防止対策への支援

#### ②バス、鉄道における安全安心な運行の推進

・幹線系統バスにおける感染防止対策への支援

・鉄道や路線バスの混雑解消のための増車、増結等や貸切バスのスマート利用への支援

### (2) 利用促進・情報発信

公共交通の需要回復を図るため、利用促進や情報発信に取り組むとともに、新規利用者の獲得に取り組む事業者を支援する。

#### ①とくしまプレミアム交通券の発行

県内公共交通機関等の需要を喚起するプレミアム交通券の発行

#### ②新需要創出・情報発信

地域や事業者との連携による、ニーズに応じた利用促進や情報発信

・ヴォルティスの試合と連動した特別利用キャンペーンの実施

・新規利用者獲得に向けた特別企画チケット等の造成支援

・利用促進に向けたプロモーションやキャンペーンの事業者との共同実施

・県民の公共交通利用を促す意識醸成のための情報発信 等

担当：次世代交通課

# 中小・小規模事業者向け「新型コロナウイルス感染症」対策



【令和2年度1月補正額 720,000千円】

**1 目的** 「融資連動型給付金」の期間延長により、県内事業者の「事業継続」を強力に支援するとともに、「新しい生活様式」実装のさらなる定着を促進することで、感染拡大の防止と、社会経済活動の両立を図る。

**2 事業内容**

**(1) WITH・コロナ「新生活様式」導入応援事業 720,000千円**

- ▶ 対象者：「新しい生活様式」を導入する県内中小・小規模事業者、個人事業者
- ▶ 助成対象：
  - (1) 安心快適！「顧客空間」創造メニュー 上限100万円
  - (2) 安心快適！「働く空間」創造メニュー 上限50万円
  - (3) 安心快適！「システム導入」メニュー 上限20万円
- ▶ 助成率：10/10（1事業者につき1メニューの申請に限る）
- ▶ 申請期間：令和3年2月10日から令和3年3月31日まで
- ▶ 助成対象期間：令和3年1月30日から令和3年4月30日まで

**(2) 新型コロナ対応！企業応援給付金**

- ▶ 支給対象者：次の(1)～(3)のすべての支給要件を満たす事業者
  - (1) 令和2年2月以降に、徳島県中小企業向け融資制度「セーフティネット資金」又は「新型コロナウイルス感染症対応資金」による融資を受けている者であること
  - (2) 対象期間の売上が、前年同月比50%以上減少していること
  - (3) 概ね雇用が維持されていること
- ▶ 給付額：融資額の10%（上限100万円）
- ▶ 申請期間：令和3年5月31日まで  
ただし、上記融資制度を令和3年3月31日までに保証申込していること

## 生活衛生関係営業継続応援事業



【制度改正】

1 目的 新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境に直面している飲食業や理・美容業等の生活衛生関係営業を守るために創設した「生活衛生関係営業者応援給付金」について、支給要件の緩和及び事業期間の延長を行い、営業継続と感染拡大防止の両立を目指す事業者を支援する。

### 2 事業内容 生活衛生関係営業者応援給付金

○支給対象者：次の要件を満たしている事業者

- (1) 生活衛生関係営業者であること
- (2) 日本政策金融公庫の「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けていること
- (3) 申請日において、最近1ヶ月の売上高が確定している場合、その売上高又は直近6ヶ月の平均売上高が前年または前々年同期比で、50%以上減少していること

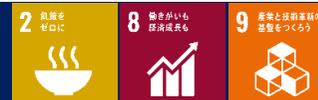
○支給額：融資額（借換の融資額は除く）の10%以内（上限1,000千円）

○申請期限：令和3年5月31日まで延長

※ただし、令和3年3月31日までに日本政策金融公庫への融資申込みを完了していること。

担当：安全衛生課

# 新型コロナ対策農林漁業者緊急支援事業



【 制度改正 】

1 目 的 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた農林漁業者を対象とした、「新型コロナ対策農林漁業者応援給付金」について、全国的に感染が拡大している状況を踏まえ、事業期間の延長を行い、県内農林漁業者の経営継続を引き続き支援する。

## 2 事業内容 **新型コロナ対策農林漁業者応援給付金**

◇支給対象者： 次の①及び②の要件をすべて満たす農林漁業者

- ① 「新型コロナ対策農林漁業者金融支援事業」の融資を受けていること
- ② 申請日において、令和2年2月以降の連続した3か月間の収入実績が、前年同期比で50%以上減少していること 等

※ただし、前年同期の収入実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合は、前々年同期と比較することも可能とする

◇支給額： 融資額の10%以内（上限：個人50万円、法人100万円）

◇申請期限： 令和3年5月31日まで延長

※ただし、令和3年3月31日までに金融支援事業の申請を完了していること

担当：農林水産政策課



## ③ 新型コロナウイルスワクチン接種体制構築事業



【令和2年度1月補正額 22,082千円】

- 1 目的 新型コロナウイルスワクチンが実用化された際、迅速かつ適切に接種を行うため、必要となる接種体制を構築する。
- 2 事業内容
- (1) ワクチン接種体制構築 21,082千円**
    - 新型コロナウイルスワクチンについて、円滑に接種できる体制を構築し、迅速かつ適切に接種を行うため、市町村・関係団体と連携し、医療従事者等への接種体制の調整・確保を行うとともに、専門的相談体制の整備や広報等を実施する。
  
  - (2) 卸売業者の流通調整 1,000千円**
    - 新型コロナウイルスワクチンの実用化に備え、ワクチン流通の調整に向け、卸売業者や医療関係団体等の関係者と円滑に協議・連携できる体制を構築する。

## ③ 施術所における新型コロナ対策支援事業



【令和2年度1月補正額 190,000千円】

- 1 目的 県内の「あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう及び柔道整復」の施術所における円滑なサービス提供体制を確保するため、これらのうち、新型コロナ対策を実施する事業者を支援する。
- 2 事業内容
- 補助内容  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぎながら、患者に施術を行うことが求められる県内の事業者が、施術所における「マスク」や「手指消毒液」等の衛生用品の購入、「パーティション」の設置や「空気清浄機」の導入等、感染拡大防止対策を実施した場合、その経費を補助する。
  - 対象  
県内にあん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう及び柔道整復の施術所を開設し、現に業務を行うとともに、今後も継続するもの
  - 補助額  
1事業者当たり上限20万円

## 緊急時における切れ目のない介護サービスの提供



【令和2年度1月補正額 60,000千円】

- 1 目的 新型コロナウイルス感染症の発生下においても、介護サービスの円滑な提供を継続し、利用者やその家族の安全や生活を守るため、事業所における緊急時の対応、感染拡大防止のための環境整備等に対する支援施策を展開する。
- 2 事業内容
- (1) 高齢者施設の感染拡大防止のための環境整備支援 33,000千円
    - ① ①新施設における感染拡大防止のためのゾーニング環境等整備  
感染発生時対応及び感染拡大防止の観点から、玄関室の設置や個室・多床室のゾーニング、面会室の設置といった、生活空間等の分けを行うための環境整備を支援する。
  - (2) 介護サービス事業所等のサービス継続支援 27,000千円
    - ① サービス継続に係るかかり増し経費への支援  
利用者や職員に感染者が発生した、又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等が、サービス提供を継続するため、必要な人員の確保に要する経費や、職員への危険手当支給等のかかり増し経費を支援する。
    - ② 職場環境の復旧・環境整備に係る経費支援  
利用者や職員に感染者が発生した事業所・施設等における、消毒や清掃に要する経費や、通所系サービスの代替サービス提供に伴う初動費用を支援する。

## ① ひとり親家庭子育て応援強化事業



【令和2年度1月補正額 175,000千円】

1 目的 新型コロナウイルス感染症拡大による影響の長期化が見込まれる中、生活実態が依然として厳しい状況にある「ひとり親家庭」を継続して応援するため、県産食品を無償配布する「生活支援」の強化を行う。

2 事業内容 **希望するひとり親家庭に「とくしま夢みらい定期便」を実施**

○対象者

県内の「児童扶養手当受給者」及び  
「休業・失業等により収入が減少したひとり親」

○内 容

コロナ禍の影響により、生活実態が依然として厳しい状況にある「ひとり親家庭」に、県内の農協や漁協、地元スーパー等から購入した県産食品を、年4回、無償配布する。

# ふるさと回帰「絆」強化緊急支援事業



【令和2年度1月補正額 40,000千円】

**1 目的** 新型コロナウイルス感染拡大により、再度、大都市部を中心に緊急事態宣言が発出され、対象地域を中心に全国で「外出や移動の自粛」など、本県出身で県外で在住する学生においては、日々の生活にも大きな支障が生じている。

そこで、これらの学生への「緊急的な支援」と、県産品の需要拡大を図るため、令和2年度6月補正予算事業と同様に、県産の農林水産物や加工品など、「ふるさとの味」をお届けする支援措置を再び講じることにより、学生と本県との「絆」をさらに強化し、「ふるさと回帰」をより一層促進する。

## 2 事業内容

### (1) 対象者

徳島県出身で、県外で生活を送っている  
大学生、大学院生、高等専門学校生、専門学校生や予備校生



ふるさと回帰「絆」強化事業  
(6月補正予算)

### (2) 支援内容

本県特産品（農林水産物、加工品）の提供



とくしま若者応援サイト  
「AWAIRO」

### (3) 申込者への要請事項

- ① 若者ポータルサイト「AWAIRO」への登録
- ② 県産品のSNS等での情報発信

## 生活福祉資金貸付金



【令和2年度1月補正額 1,305,000千円】

1 目的 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的又は継続的に収入が減少した世帯の当面の生活費を支援するため、受付期間を延長して特例貸付を実施する。

2 事業内容 **(1) 個人向け緊急小口資金等の特例貸付 (生活福祉資金貸付金) 1,305,000千円**

○新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した方を対象に、緊急かつ一時的な生計維持のための生活費の貸付を実施 (緊急小口資金)

・最大20万円

○新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少し、その収入減少が長期にわたることで日常生活の維持が困難になる方を対象に、生活の立て直しまでの一定期間の生活費の貸付を実施 (総合支援資金)

・貸付期間は「原則3か月」

※貸付期間の3月目において、引き続き生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯に対し「最大6か月」まで延長可能

・最大120万円 (最大20万円/月×6か月)

○申請受付期間を「令和2年12月末」から「令和3年3月末」まで3か月間延長